

令和3年度1月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年1月25日 午前9時30分～10時30分
開催場所 所沢市役所 502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 5番 糟谷 裕義
6番 増田 貴雄 7番 池田 稔 10番 石井 一
11番 川口 浩 13番 大館 浩一 14番 石井 進
15番 水村 英紀 16番 本橋 与志喜 17番 新井 祥穂

欠席委員 3番 越阪部 一 4番 内野 喜昭 8番 鈴木 浩之
9番 見澤 幸一 12番 栗原 茂

農業委員会事務局の進行により、所沢市がまん延防止等重点措置の対象区域になったことを受け一部委員には出席を控えていただき今回の総会を開催すること、また、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号10番 石井一委員 11番 川口浩委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字神米金字内出の3筆と大字北岩岡字西内の2筆を合わせた5筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は5筆合わ

せて12, 281平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。なお、受人は坂戸市と小平市に耕作地があり、それぞれの農業委員会に経営状況調査を照会したところ、どちらも適正に管理されているとの回答でした。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。申請地の神米金地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、以前から耕作放棄され雑木が繁茂しています。

議長： 続きまして同じく申請地の北岩岡地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、神米金地区の農地と同様に雑木等が繁茂しており適正に管理しているとは言えません。

議長： 続きまして受人の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 農地全体が写真のように雑木が繁茂した状況ですか。

委員： そうです。

委員： 受人はどのような作物を耕作していますか。

委員： 栗を植えています。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は林二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は306平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を父の妹から買い受け、自己用住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上の1件です

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見を申し上げます。
委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
議 長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
委 員： (全員挙手)
議 長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議 長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。
事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。
申請番号1番、所在地は糍谷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は3,245平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は野球場です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、野球場を拡張するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。
以上の1件です。
議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見を申し上げます。
委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
議 長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。
委 員： 既存敷地の所有者は渡人と同一人ですか。
事務局： 別人です。
委 員： 既存敷地はいつから借りていますか。
事務局： 平成23年4月からです。
ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
委 員： (全員挙手)
議 長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

4 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、44件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について」は、2件の取消願がありました。

「報告事項6 農地法第4条の規定による届出書の取消願について」は、1件の取消願がありました。

「報告事項7 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、1件の証明をしました。

「報告事項8 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明をしました。

「報告事項9 農地賃借料情報の提供について」農地法第52条の規定により、農地の賃借料の目安となる実勢賃借料について報告します。令和3年1月から令和3年12月までに締結公告された賃貸借契約における賃借料水準10アールあたりは、100円未満切捨て、使用貸借は含まないもので、平均額13,200円、最高額40,000円、最低額6,100円、データ数は40件でした。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。